

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ラオス国初等教育における算数指導力強化プロジェクト (QCBS)

調達管理番号：23a00360

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月6日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ラオス国初等教育における算数指導力強化プロジェクト（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦或いは第三国研修（国別研修）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2026年10月

「第2章 特記仕様書案」も参照してください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案があった場合においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 カ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 13% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 カ月以降) : 契約金額の 13% を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 カ月以降) : 契約金額の 13% を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Morizane.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023 年 9 月 12 日 12 時
2	企画競争説明書に対する質問	2023 年 9 月 20 日 12 時
3	質問への回答 9 月 13 日 12 : 00 までの受領分	第 1 回 回答日 2023 年 9 月 18 日
4	質問への回答	第 2 回 (最終) 回答日 2023 年 9 月 25 日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 9 月 29 日 12 時
7	プレゼンテーション	2023 年 10 月 3 日
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 10 月 12 日 10 時

1 0	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
1 1	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション資料

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。
技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3-1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、
合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、
電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%

当該項目については <u>一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。</u>	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。</u>	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{点}$$

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

☒応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定した）プロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	<p>【クラスター戦略に基づくCPDの機能】</p> <p>2022年に公布された省令は、教員養成校（TTC）の現職教員の継続的な職能開発（CPD）のリード機関として位置づけ、そのための能力強化の推進を制定しています。TTCがどのような能力を身につけ、各県のCPDをどのように運営・実施・監理していくことで、どのように各学校でのカリキュラム実践強化、ひいては初等算数の学びの改善に貢献していくのか、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「教育」における「教科書・教材開発を通じた学びの改善クラスター」の戦略に基づき、本案件で想定する取り組みを具体的なロジックとともに提案してください。</p>	第4条2, (1) (2)
2	<p>【CPD制度の全国展開】</p> <p>本案件で取り組むCPD活動は、プロジェクト対象郡のみならずより広い地域に普及することで開発効果の拡大を狙っています。そのための戦略や活動を具体的に提案ください。</p>	第4条2, (1)
3	<p>【TTC, PTDC及び郡との連携強化】</p> <p>本案件ではTTCと県教育局（PESS）はもちろん、TTCの存在しない県に設置されている県教員研修センター（PTDC）及び郡との連携強化にも取り組む想定であるが、具体的にどういった連携をどのように推進、強化していくかについて提案してください。</p>	第4条2, (1)
4	<p>【援助協調】</p> <p>本事業では、対象郡で展開するCPD活動が持続的な制度・仕組みにより全国にて推進されるため、個別</p>	第4条2, (4) (5)

	<p>専門家とも連携しつつ他ドナーとの援助協調に重点を置いています。具体的なドナーを想定し、それらのドナーとどういったかたちでの援助協調が想定できるかを具体的に提案してください。</p>	
5	<p>【教材】 前案件（「初等教育における算数学習改善プロジェクト」2016-2023）で作成した既存教材・動画の一覧をもとに、本事業で新たに作成する教材内容・目的・活用イメージを提案してください。 ※JICA 側では現時点で以下2つを想定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初等算数教科書に沿った1年生から5年生までの主要な算数コンセプト集（作成期間はプロジェクト開始から3か月程度といった短期間を想定） 2. 新算数カリキュラムの効果的な実践例として示せるモデル授業をまとめた動画集 <p>※作成した教材は、成果2，3，4で活用する想定です。 ※活動1-4に示しているように、ジェンダー主流化を念頭において提案してください。</p>	第5条2，（1）
6	<p>【附属校での ICT 活用】 対象附属校と TTC 教官が協働して計画・実施する初等算数の学びの改善のための取り組みには、ICT を活用した革新的な活動も含めて検討することを想定しています。ついては、活動の目的、目的を達成するための ICT 機材、活動内容を、プロジェクト終了後の継続的利用可能性や拡大可能性を十分に考慮したうえで、提案してください。</p> <p>※以下例です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員向けにスマートホワイトボード、テスト管理・学習の進捗管理を行うためのタブレットを導入する等、学びの改善のために ICT を活用した革新的な活動を実験的に取り入れる。 2. 児童（高学年）が授業でタブレットを活用し既存の教育ポータル等を活用した練習問題に取り組むことを習慣化させ、教員も児童の学習や理解度の進捗を容易に把握できるようになる。 <p>なお、TTC 附属校での取り組みを通じて、学びの改善における ICT の活用実践例の効果及び課題を分析し、ラオスの学校教育の質向上における ICT 利活用の可能性にかかる分析に資することを想定しています。</p>	第5条2，（1）3） 第5条2，（3）
7	<p>【広報】 本事業の取り組み成果を広く発信するために、現地及び日本国内における広報活動について提案してください。</p>	第4条2，（8）
8	<p>【ローカル人材の活用】 日本人が現地で活動する期間は限られていることから、ローカル人材の具体的な活用戦略を含めた実施体制について提案してください。</p>	
9	<p>【本邦研修（国別研修）】 国別研修として、本邦において研修を実施予定。本事業の目的や活動内容に照らし合わせて、今後も現</p>	第5条2，（2）

地でキーパーソンとなるような人材を育成することに鑑み、具体的な内容について提案してください。
--

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）基本的な実施方針

本事業では、ラオスの基礎教育の改善を目指した JICA によるこれまでの技術協力の成果や教訓を生かし、児童の学びの改善に資するべく、教育・スポーツ省（Ministry of Education and Sports。以下「MOES」という。）が優先課題として掲げる初等教育の現職教員の継続的な職能開発（Continuous Professional Development。以下「CPD」という。）を主軸に、算数に焦点をあてた現職教員の授業実践の強化を支援する。

具体的には、全国の教員養成校（Teacher Training College。以下「TTC」という。）がCPDのリード機関として、それぞれが所管する県において新算数カリキュラムに則った授業実践が効果的かつ継続的に支援・推進されるよう、TTCの更なる能力強化（教科専門性及び指導力）と全国で展開されるCPDでの活用を想定したCPD教材開発（算数）に取り組む。

対象郡の小学校においては、TTC及び県/PTDC²・郡・学校クラスター（7校程度の学校群）の協働による継続的な教員支援活動や教員間の学び合いを強化・推進し、授業力の向上に重点を置いた効果的なCPD制度の実施を支援し、児童の学びの改善（算数）を目指す。さらに、MOESと協働して、全国で普及可能なCPD制度の実践事例として、CPD制度強化を支援する主要ドナー及びプログラム（BEQUAL³、UNICEF、EU、GPE⁴／世界銀行、等）と活動の進捗や成果・課題を定期的に共有し、対象郡を超えたより広い地域での開発効果の拡大に資するよう注力する。

CPD制度の実施支援においては、郡・学校クラスター・学校レベルで算数の学びの改善に資する活動が継続的に実施されるよう、対象県の教員研修計画の策定・実施と、これに求められるTTCのリーダーシップやTTCと県教育局（Provincial Education and Sports Service。以下「PESS」という。）、PTDC及び郡との連携強化にも取り組む。とりわけ、先行案件「初等教育における算数学習改善プロジェクト」（2016-2023）で達成した初等算数のカリキュラム改訂や教科書・指導書開発の成果をより多くの児童の学びの改善に繋げるために、教員が新カリキュラムや授業アプローチを十分に理解し、その実践が強化・促進されることを重点に置き、CPD教材の開発を含め、現場レベルでの継続的なサポートも含めたCPD制度の構築と実践を目指す。

なお、TTC教官の能力強化及びTTC附属校の新算数カリキュラム実践モデルの構築にあたっては、ラオスの教育におけるICT活用の将来的な普及の検討に資するべく、ICTも積極的に取り入れた事例を提示するとともに、ICT導入・普及の際の課題についても整理する。

（2）JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「教育」としての協力

JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「教育」における「教科書・教材開発を通じた学びの改善クラスター」では、教科書・教材を開発・配布するだけでは学びの改善にはつながらず、教員が教科書・教材の意図を踏まえ、子どもの学びの状況を評価した上で適切な授業を実施する必要があるとされている。これに沿って本事業では、TTCの能力強化を通じて、継続的な教師間の学び合いの場の設定などにより、学習支援者としての教師の職能開発を推進する。また、上記取り組みは、SDGsゴール4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」のうち、ターゲット4-1「2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」にも合致するものである。

（3）実施体制及び業務分担

CPD制度の実施強化は、MOESによる教員教育サブセクター計画においても最優先課題であり、様々な支援やプログラムが展開されていることを踏まえ、本事業では特に援助協調に重点を置き、対象郡で展開するCPD活動が持続的な制度・仕組みにより全国にて推進されるよう取り組む。従って、業務主任者（及び教員教育担当の専門家）は次項以降で述べる個別専門家や他ドナーとの連携を含めた援助協調の役割も担う。

ラオス国側では副大臣をダイレクターとし、計画局（DOP⁵）を全体コーディネーションの担当として、日本側のプロジェクトチームと連携する。また、教師教育局（DTE⁶）がプロジェクトマネジメント、CPD政策の導入・実施計画の作成・修正、教員の職能開発の核となるTTCの

² Provincial Teacher Development Center-PTDC. 県教育事務所に所属し、技術面でTTCの支援を得ながら当該県における就学前から中等教育までの教員職能開発を所管する。

³ オーストラリア外務貿易省（DFAT）によるラオスの初等教育支援プログラム “Basic Education Quality and Access in Lao PDR” の略称。

⁴ “Global Partnership for Education” の略称。

⁵ Department of Planning の略称。

⁶ Department of Teacher Education の略称。

強化支援、プロジェクトから得た好事例の発掘・普及を担い、国立教育科学研究所（RIES⁷）は教材開発とその教材の活用に向けた TTC 教官のトレーニング、普通教育局（DGE⁸）は学校クラスターの計画・導入に関わる政策立案、CPD 活動のモニタリング・支援と、各機関の主管業務に対応した役割を担う。また、MOES は、DOP、DTE、RIES、DGE で構成される技術チームを設置し、プロジェクトの各活動の実施に従事させる。

プロジェクトチームは、こうしたラオス国側の組織関係や業務分担を理解したうえで、各機関と適切に協働し、本事業を体系的にすすめていく。

（４） JICA の他スキームとの連携

①技術協力プロジェクト

「理数科現職教員研修改善プロジェクト」（2010-2013）では、授業の質向上のための校内研修の活性化に取り組み、ラオス南部の対象地域における TTC 教官や県・郡の教員職能開発に携わる人材の専門性や指導力が強化され、モデル授業案を活用した授業研究を校内研修に取り入れることで対象校教員の授業実践の質、特に授業構築力が向上した。さらに「初等教育における算数学習改善プロジェクト」（2016-2023）では、初等算数のカリキュラム改訂、教科書・指導書開発及び新カリキュラム全国導入に加えて、TTC の算数カリキュラムの改訂に取り組んだ。本事業では、新カリキュラム・教科書開発や、現場に根差した研修の活性化に向けたこれまでの取り組みや開発された教材をより多くの児童の学びの改善に繋げ、全国に拡大すべく、既往案件の成果・教訓を十分に生かす。

②個別専門家

JICA はこれまで MOES や他ドナーとの調整のため、個別専門家「教育政策アドバイザー」を派遣しており、本事業期間も継続して派遣予定である。教育政策アドバイザーは、MOES に対する基礎教育開発や関連計画の策定・実施促進に向けた政策提言や ESWG⁹ の枠組みにて援助効果の向上に向けたドナー間の調整支援等を担うことから、受注者は同専門家と効果的に連携しプロジェクトを実施することが不可欠となる。特に、現在派遣中の教育政策アドバイザーは GPE2025 資金タスクフォース¹⁰のメンバーであることから、対象郡を超えたラオス全体への本事業の成果普及に向けて、同専門家と密に連携して、GPE 資金が支援するプログラムとの連携相互補完性を担保する。

③ 無償資金協力における教員養成校への展開

「ラオス教員養成校改善計画」（2024 年 1 月完工予定）において、全国 8 か所の TTC 及び附属校の新築・建替及び教育用機材の整備を行っている。完工後は、新校舎を活用し本事業に取り組む。

（５） 他ドナー・プログラムとの連携や外部リソースの活用を通じた開発効果の拡大

本事業では、BEQUAL フェーズ 2-1、UNICEF、EU、GPE 等、様々なドナー及びプログラムと有機的に連携し、CPD の活性化とこれを通じた学びの改善を全国レベルで図っていくことに貢献する。そのために、本事業は上述の教育政策アドバイザーと連携し、とりわけ、新たに発足された教員教育フォーカルグループにも積極的な働きかけを行い、教員教育を支援する主要ドナー間の連携により重点的に取り組む。主要なドナーの動きと想定する連携内容は、別紙 1 の案件概要表にも記載している通りである。とりわけ、本案件と親和性のある BEQAUL とは定期

⁷ Research Institute for Educational Sciences の略称。

⁸ Department of General Education の略称。

⁹ MOES が援助協調・ドナー調整を円滑に行うべく設置した、“Education sector working group”（教育セクターワーキンググループ）の略称。

¹⁰ 2023 年 7 月、JICA はラオスの GPE2025 資金タスクフォースのメンバーに任命された。GPE パートナースhipコンパクトの草案などを活動内容としている。

的に情報共有を行うこと、また GPE3¹¹等の資金を活用し対象地域内外での CPD メカニズムの強化を行っていく。また、UNICEF が制作した児童・教員用のポータルサイトには、先行案件で開発した教材が活用される可能性があることが確認されているため、本事業においても引き続き UNICEF の方針を把握し、連携を密にする。その他、例えば BEQAUL や GPE、UNICEF が既にラオス政府へ提供した ICT 機材を用いて、本事業の中で TTC・県・郡（及びクラスター）レベルのコミュニケーション促進等、関係機関と調整を図り実施する。

（６） 適切な評価枠組みによるわかりやすいインパクトの提示

本事業では、対象郡の初等教員の授業力や児童（初等 3、5 学年）の算数学力及び学習意欲の変化を、ベースライン及びエンドライン調査結果の比較により分析・確認し、事業のインパクトをわかりやすく示すよう留意する。対象郡の教員、児童が本事業の評価指標の対象となるが、インパクトの発現を中長期的にフォローできるように、評価項目（算数）は、初等 3、5 学年対象としてラオスにて定期的実施される全国学力調査（National Assessment of Student Learning Outcomes。以下「ASLO」という。）と連携してデザインする。

なお、今回の ASLO は 2024 年 6 月に初等 3 学年を対象に実施される予定であり、これを支援する BEQUAL から算数の試験問題の作成に対する JICA の技術支援が打診されており、本事業にてこれに取り組む。2023 年 4 月にも初等 5 学年を対象に実施されたことから、同調査デザイン及び結果も分析し、本事業で実施する評価調査デザインに反映させる。

（７） ジェンダー

本事業では、作成する教材や研修実施（TTC 教官及び現職教員）等においてジェンダー主流化推進の観点を取り入れる。またベースライン調査、エンドライン調査にて男女別にデータを分析、提示する。

（８） 広報

本事業の取り組みの成果を高めるために、現地・日本国内向けの広報を重要視する。ラオス政府もこの点同意しており、ラオス政府が主体となって現地新聞、SNS 等を通じた広報を行う予定である。本事業でもラオス政府の広報活動の推進を促し、これを支援するとともに、プロジェクト自らも活動の取り組み・成果の積極的な発信を行う。

第 5 条 業務の内容

1. 共通業務

別紙 3 のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（１） プロジェクトの活動に関する業務

1) 成果 1 「CPD 教材が作成される。」に関わる活動

活動 1-1: プロジェクトは、ベースライン調査を分析し、新教科書・指導書を用いた新初等算数カリキュラム実践における指導・学習の課題を特定する。（前案件の結果も考慮する）

活動 1-2: 活動 1-1 の結果をもとに、プロジェクトは既存の初等算数教材に加え、今回新たに開発する初等算数 CPD 教材の内容と使い方を決める。なお、開発する教材として、①新算数教科書の 4 領域に基づく、1 年から 5 年生の教員向けの算数コンセプト集、②学習課題に対応したモデル授業のビデオコンテンツ集を含む。

活動 1-3: プロジェクトは、初等算数 CPD 教材の開発・活用計画を作成する。

¹¹ ラオスでは 2021 年から 3 サイクル目の GPE プロジェクト「GPE3」が実施されている。

<https://documents1.worldbank.org/curated/en/305851599702642485/pdf/Project-Information-Documents-Lao-PDR-Global-Partnership-for-Education-III-Learning-and-Equity-Acceleration-Project-P173407.pdf> 参照。

- 活動 1-4: プロジェクトは、活動 1-3 の計画をもとにジェンダーの観点も取り入れ CPD 教材を作成する。
- 活動 1-5: プロジェクトは、対象郡での 1 年目の CPD 実践（成果 4）に向け、CPD 教材を配布する。
- 活動 1-6: プロジェクトは、必要に応じて、1 年目の CPD 実践後に CPD 教材を修正する。
- 活動 1-7: プロジェクトは、開発された CPD 教材をまとめる。
- 活動 1-8: プロジェクトは、開発された CPD 教材の全国展開に向け、開発援助機関と連携する。
- 2) 成果 2 「CPD 支援のための TTC 教官の能力が強化される。」に関わる活動
- 活動 2-1: 8TTC 教官が開発された教材を活用して算数の CPD を支援できるよう、DTE は詳細な能力強化計画を作成する。
- 活動 2-2: DTE は、5 か年の教員サブセクター計画に TTC 教官の能力強化計画を組み入れる。
- 活動 2-3: DTE は、TTC 教官の能力強化計画をもとに研修を行う。
- 活動 2-4: CPD 法令に基づいて結成された CPD 委員会は、TTC 教官向けの研修を CPD 活動と同様にモニタリングする。
- 活動 2-5: DTE は、必要に応じて研修プログラムを修正する。
- 3) 成果 3 「TTC 附属校が新初等算数カリキュラムの実践のモデル校として強化される。」に関わる活動
- 活動 3-1: TTC 教官と附属校教員は、初等算数における指導・学習課題について協議し、特定する。
- 活動 3-2: TTC 教官と附属校教員は、特定された課題に対応する活動計画を作成する。
*初等算数の活動計画は、学校開発計画の一部となる。
*初等算数の活動計画の実施にあたり、TTC 教官の役割が特定・合意される。
*指標が初等算数の活動計画の中で定められる。
*初等算数の活動計画の中に ICT 機材を用いた活動を含め検討する。
- 活動 3-3: TTC 教官と附属校教員は、オンライン・オフラインを通じて初等算数の活動計画を共有する。
- 活動 3-4: 附属校教員は、TTC 教官やプロジェクト専門家の支援を受け、初等算数の活動計画に基づき活動を実施する。
- 活動 3-5: TTC 教官と附属校教員は、定期的に初等算数の活動計画の進捗をモニタリングする。
- 活動 3-6: TTC 教官と附属校教員は、定期的にオンライン・オフラインを通じて初等算数の活動計画の進捗と結果を共有する。
- 活動 3-7: TTC 教官と附属校教員は、好事例を特定する。
- 活動 3-8: TTC 教官は、全国展開に向け、好事例のモデルレッスンを動画にまとめる。
- 4) 成果 4 「対象郡において CPD が効果的に促進される。」に関わる活動
- 活動 4-1: プロジェクトは、CPD の鍵となる人材（TTC 教官、PESS、DESB¹²、アカデミック教員）向けに、開発された CPD 教材やピアラーニングに関する研修を計画する。
- 活動 4-2: TTC 教官は、PESS・DESB と共に、CPD メカニズムの中で CPD 教材を用いながら算数の学力向上に向けた方法や DESB 地域での好事例の共有方法を協議する。
*TTC 教官は、算数と CPD を担当している人を含む。
- 活動 4-3: TTC 教官・PESS・DESB は、対象郡での算数学力向上に向けた活動計画を作成する。
- 活動 4-4: TTC 教官は DESB に対して算数学力向上に向けた活動計画の実施を支援する。

¹² District Education and Sports Bureau（対象郡教育局）の略称。

活動 4-5: DESB は、TTC 教官やプロジェクト専門家の支援のもと、活動計画の進捗のモニタリング・見直しを実施する。

活動 4-6: TTC 教官は、対象郡内にて、算数の学力向上に向けた CPD の好事例を定期的に共有する。

活動 4-7: DTE は、対象郡で CPD 活動の結果をもとに CPD 政策/法令を更新する。

活動 4-8: DTE は、効果的な CPD モデルが全国展開されるよう、援助機関と調整する。

(2) 本邦研修

☑本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

☑想定規模は以下のとおり。

研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。 具体的内容はプロポーザルで提案を求める。
実施回数	合計 2 回（プロジェクト 2 年目、3 年目のタイミング）
対象者	ラオスの教員・教育関係者
参加者数	約 17 名/回
研修日数	約 24 日（移動日を含む）/回

(3) 機材調達

☑受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性をカウンターパート（以下「C/P」という。）と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり¹³。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン	TTC 及び TTC 附属校での使用を想定。8TTC 各校でローカル人材がプロジェクトに関する業務に従事するのに適するスペックのもの。	8	事業用物品	本見積
2	プリンター	成果 3 対象の TTC 及び TTC 附属校での使用を想定。ローカル人材がプロジェクトに関する業務に従事するのに適するスペックのもの。	4	事業用物品	本見積
3	スマートホワイトボード	成果 3 対象の TTC 附属校 4 校での使用を想定。初等算数の授業に適する仕様のもの。	12	事業用物品	本見積
4	プロジェクター	成果 3 対象の TTC 附属校 4 校での使用を想定。初等算数の授業に適する仕様のもの。	12	事業用物品	本見積

¹³ 活用の仕方については表に記載の想定のみではなく、「2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」No. 6 に記載のように、ラオスの学校教育の質向上における ICT 利活用の可能性にかかる分析に資することを念頭に提案すること。

5	タブレット	成果3対象のTTC附属校4校での使用を想定。教員が初等算数の授業のために利用するのに適する仕様のもの。	24	事業用物品	本見積
---	-------	---	----	-------	-----

(4) 現地再委託

☒本業務では、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査	成果4対象郡の初等教員の授業力や児童の算数学力及び学習意欲を測定する。同時に、成果2・成果3の指標も設定し、測定する。 方法としては、各郡の初等3、5学年児童人数とおおよその教員数を目安としてランダムサンプリングする。あるいは対象各郡の学校数に基づき、学校をランダムサンプリングし、その学校の初等3、5学年を全数対象とする。加えて、非対象郡をコントロールグループとする。 ASLOの調査項目とあわせて、適宜調査内容を設定する。 「第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6) 適切な評価枠組みによるわかりやすいインパクトの提示」も参照のこと。	1回	本見積
2	エンドライン調査	基本的にはベースライン調査と同様に実施し、変化を調査する。適宜C/Pと協議し、決定する。	1回	本見積

(5) その他

1) 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれる

データについては次の様式に従い発注者に提出する。

- ✓ データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- ✓ 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。）

2) ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得る。
- 受注者は、2024年にMOESが実施予定のASLOの算数に関する調査デザイン・項目の設定を支援する。ASLOとベースライン調査の項目を合わせることにより対象郡と全国レベルのプロジェクト期間における学習到達度の変化が比較できる。なお、全国学力調査はこれまでも定期的実施されているが、2024年以降の実施時期は未定。（「第4条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（6）適切な評価枠組みによるわかりやすいインパクトの提示」を参照）。上記の理由により、ASLO実施時期を考慮の上、十分余裕をもって早めに調査を開始する。

3) エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る（「第4条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（6）適切な評価枠組みによるわかりやすいインパクトの提示」を参照）。

4) 環境社会配慮のカテゴリ変更の可能性の確認

- 本プロジェクトが「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン¹⁴」（以下、「JICA環境社会ガイドライン」）におけるカテゴリを確認する。業務を進めるうえでカテゴリを変更して、カテゴリA又はBに該当する事業になる可能性がある状況となった場合は、速やかに発注者に報告し、対応を協議する。

5) ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

¹⁴ 2022年1月版を適用する。

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	日本語 英語	電子データ	
ベースライン 調査報告書	別途指定 (ASLO 実施時期を考慮し、十分早めに提出する)	日本語 英語	電子データ	
モニタリングシ ート	別途指定 (半年に年 1 回以上の頻度)	日本語 英語	電子データ	
エンドライン 調査報告書	別途指定	日本語 英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2 部
			CD-R	1 部
		日本語要約	製本	2 部
			CD-R	1 部
		英語	製本	2 部
			CD-R	1 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2) プロジェクト実施の基本方針
- 3) プロジェクト実施の具体的方法
- 4) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- 5) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- 6) 業務フローチャート
- 7) 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）

- 8) 要員計画
- 9) 先方実施機関便宜供与事項
- 10) その他必要事項

(3) ベースライン調査報告書

ASLOの算数に関する調査項目の設定に合わせる。

「第5条 2. (5) その他 ②ベースライン調査」を参照する。

(4) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(5) エンドライン調査報告書

「第5条 2. (5) その他 3) エンドライン調査」を参照する。

(6) 事業完了報告書

- 1) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2) 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- 3) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- 4) プロジェクト目標の達成度
- 5) 上位目標の達成に向けての提言（最終成果品の場合）もしくは次期活動計画（事業進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、この資料は、事業完了報告書にも添付する。

- ・CPD教材

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名

国名：ラオス人民民主共和国

案件名：初等算数授業改善のための教員指導力強化プロジェクト

Project for Strengthening Teacher Capacity to Improve Primary Mathematics Lessons

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」という。）は、「第9次国家社会経済開発5か年計画（2021-2025）」において、後発開発途上国の脱却に向け人材育成を重要な柱と位置付け、中でも人材育成の基盤となる基礎教育¹⁵を重視している。ラオスでは、初等教育における純就学率が女子98.7%、男子99.0%と多くの児童が教育へアクセスできる状況にあるが、引き続き教育の質の改善が課題となっている（2020年、ラオス教育・スポーツ省）。他の東南アジア諸国と比較してもラオスの学習到達度は最低レベルにあり、2019年に実施された東南アジア地域の学力調査でも、算数分野での最低レベル¹⁶に属する5年生の割合が33%と参加国の中で最も高い結果であった（カンボジア：16%、マレーシア：3%、ミャンマー：14%、フィリピン：18%、ベトナム：2%）（2021年、ラオス教育・スポーツ省及びUNICEF）。このような深刻な現状を踏まえ、「教育スポーツセクター開発計画2021-2025」では、算数を含む全教科の「子どもの学習改善に向けた教員能力強化」を優先目標に掲げている。

この優先目標に対して、教育・スポーツ省（Ministry of Education and Sports。以下「MOES」という。）は、現職教員の継続的な職能開発（Continuous Professional Development。以下「CPD」という。）のための制度構築に取り組んでおり、全国に8か所ある教員養成校（Teacher Training College。以下「TTC」という。）を、教員養成に加えて現職教員の職能開発を担う機関として定め¹⁷、県・郡・学校クラスター（7校程度の学校群）との連携を通じた現職教員への継続的な支援の在り方を検討している。TTCが主導して質の高いCPDを実施していくためには、TTC教官をはじめとするCPDに携わる人材の教科専門性やリーダーシップに加えて、教員研修計画の策定・実施におけるTTCと県・郡及び学校クラスターレベルの連携が不可欠となる。現在、質・量ともに現職教員への支援は不十分な状況にあり、授業改善を促す質の高いCPDの活性化・実践定着のためのTTC教官を含むCPDに携わる人材の能力及び連携強化は重点課題である。

JICAは、「理数科現職教員研修改善プロジェクト」（2010-2013）ではTTC教官や県郡の教員職能開発に関わる人材強化を通じて授業改善に向けた学校レベルの研修の活性化に取り組み、対象地域教員による授業実践の質、特に授業構築力の向上に貢献した。さらに「初等教育における算数学習改善プロジェクト」（2016-2023）では、初等算数のカリキュラム改訂及び教科書・指導書の開発を通じて、問題解決型学習に重点を置いた新カリキュラムの導入を支援した。今後、新たな教科書・指導書を活用した新カリキュラムに基づく授業実践を普及し、より多くの児童の学習改善に繋げていくためにはCPDを通じた現職教員の能力強化に引き続き取り組む必要があり、現職教員の職能開発を担うTTCの更なる能力強化が不可欠となる。本事業は、ラオスの基礎教育の改善を目指したJICAによるこれまでの技術支援の実績を踏まえ、MOESが優先課題として掲げる初等現職教員の職能開発を主軸として、新算数カリキュラムに沿った授業力の向上に重点を置いた効果的なCPD制度の実施を支援する。

(2) 当該セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本プロジェクトの位置づけ

本事業は、教育の質を向上させる支援を目的としており、国別開発協力量針の重点分野である「産業の多角化と競争力の強化、そのための産業人材育成」に資するものである。加えて、JICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「教育」における「教科書・教材開発を通じた学びの改善クラスター」では、教科書・教材を開発・配布するだけでは学びの改善にはつながらず、教員が教科書・教材の意図を踏まえ、子どもの学びの状況を評価した上で適切な授業を実施する必要があるとされている。これに沿って本事業ではTTCの能力強化を通じて、継続的な教師間の学び合いの場の設定などにより、学習支援者としての教師の職能開発を推進する。また、上記取り組みは、SDGゴール4「すべての人に包摂かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」のうち、ターゲット4-1「2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初

¹⁵ 初等教育(5年)と前期中等教育(4年)を含めた9年間

¹⁶ 児童の学力を8段階に設定し、その最低レベル。(例:2桁以上の四則演算ができない、長さを測定できない。)

¹⁷ MOES (July 2022) Decree on Continuous Professional Developmentによる。

等教育及び中等教育を修了できるようにする」にも合致するものである。

(3) 他の援助機関の対応

初等現職教員の継続的職能開発に取り組む主要ドナーは、豪政府、UNICEF、UNESCO、EUがあり、現在実施中の Global Partnership for Education¹⁸（以下「GPE」という。）では、初等低学年教員に焦点をあてた教員強化を主要コンポーネントのひとつとして取り組んでいる。また、MOES は援助協調・ドナー調整を円滑に行うべく、教育セクターワーキンググループ（Education sector working group。以下「ESWG」という。）を設置し、副大臣を議長、豪政府と EU を共同議長として、MOES 各局幹部に加え、マルチ及びバイの援助機関や NGO の代表が参加している。また ESWG の下部グループとして、教師教育フォーカルグループが 2022 年に設置され、教師教育局が議長、豪政府と UNESCO が共同議長となっている。このような援助協調・ドナー調整を推進する既存の枠組みに JICA も積極的に参画し、さまざまな機関及びイニシアチブが協働・連携して現職教員強化に取り組み、中長期的な視野からラオスの児童全体の学習改善を達成していけるよう留意、貢献する。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、①CPD 教材の作成、②TTC 教官の能力強化、③TTC 附属校の新初等算数カリキュラム実践のモデル校としての強化、④CPD 制度の実施強化および促進を行うことにより、対象郡¹⁹において初等算数カリキュラムの実践強化を図り、もって対象郡での初等算数の学力向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

成果 1：全国

成果 2：全 8TTC

成果 3：ドンカムサン TTC、ルアンパバーン TTC、パクセーTTC、サワンナケート TTC

成果 4²⁰：ドンカムサン TTC（首都ビエンチャンハドサイフォン郡・ボリカムサイ県パクサン郡）、ルアンパバーン TTC（ウドムサイ県サイ郡、ルアンパバーン県ルアンパバーン郡、サイニャブリー県サイニャブリー郡）、パクセーTTC（チャンパサック県パクセーシティ郡、アッタプー県サマッキサイ郡）

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

<直接受益者>

成果 1：TTC 附属校教員（教員全員）約 50 人、TTC 教官（初等算数担当）約 40 人

成果 2：TTC 教官（初等算数担当）約 40 人

成果 3：TTC 教官（初等算数担当）約 20 人、TTC 附属校教員（教員全員）約 25 人及び児童（1 年から 5 年生）約 800 人

成果 4：TTC 教官（初等算数担当＋CPD 担当）約 20 人、県教育局（Provincial Education and Sports Service。以下「PESS」という。）と対象郡教育局（District Education and Sports Bureau。

以下「DESB」という。） CPD（算数）担当約 42 人、アカデミックティーチャー約 68 人、学校教員約 1600 人と児童（1 から 5 年生）約 34 万人

<最終受益者>

全国の教員約 1 万人と児童（1 年から 5 年生）約 300 万人

(4) 事業実施期間

2023 年 1 1 月～2026 年 1 0 月を予定（計 36 カ月）

(5) 事業実施体制

1) 日本側：

業務実施専門家派遣（合計約 68.5 人月：国内約 7.0 人月、現地約 61.5 人月）

総括／教員教育／援助協調

副総括／算数教育 1

算数教育 2／アセスメント

教材開発／ICT

¹⁸ 2002 年に世界銀行が主導して設立された教育問題に特化した国際基金。現在約90か国の途上国において教育支援を行っている。

¹⁹ 成果 4 の対象地域である 7 郡。

²⁰ 成果 4 の括弧内の記載は、直前に記載の TTC が所管している郡を示す。

教員教育／CPD ／援助協調

教育評価

業務調整／研修計画

2) ラオス国側：

副大臣：ダイレクター

計画局（DOP²¹）：全体コーディネーション

教師教育局（DTE²²）：プロジェクトマネジメント、CPD 政策と導入・実施計画の作成・修正、TTC を Professional development center として強化するための支援、プロジェクトから得た好事例の発掘・普及

国立教育科学研究所（RIES²³）：教材開発とその教材の活用に向けた TTC 教官のトレーニング

普通教育局（DGE²⁴）：学校クラスターの計画・導入に関わる政策立案、CPD 活動のモニタリング・支援

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

- ・「初等教育における算数学習改善プロジェクト」（2016-2023）では、算数教科書と教員用指導書及びカリキュラム改善を行ったため、本事業においても既往案件で開発した教材の活用促進を行い、更なる援助効果の発現を狙う。
- ・教育政策アドバイザー（2022-2024）が本事業で得た結果や教訓を MOES や他援助機関に報告を行い、政策レベルにおいても本事業の取り組みが反映されるよう連携する。
- ・「ラオス教員養成校改善計画」（2020 年閣議、2024 年完工予定）において、全国 8 か所の TTC において、TTC 及び附属校の新築・建替及び教育用機材の整備を行っている。完工後は、新校舎を活用し本事業に取り組む予定である。

2) 他援助機関等の援助活動：

- ・豪政府：Basic Education Quality and Access in Lao PDR (BEQUAL) のフェーズ 2-1（2022-2026）では、教員能力改善に重点を置き、TTC、県、郡が協働する CPD 制度の開発支援及び対象郡（30 郡）における実践のサポートを行っている。対象郡は、サワンナケート TTC、シェンクワン TTC、ルアンナムターTTC の管轄地域。本事業は成果 3 において、サワンナケート TTC も支援対象に含めることで、BEQUAL が支援する CPD 制度及びその実践に関して積極的な情報交流及び戦略的な連携を進め、初等教員の継続的職能開発がより効果的に全国に普及し、ラオス全体の児童の学びの改善に貢献していくよう取り組む。
- ・UNICEF：2022～2026 年までの 5 カ年計画の中で、教育の柱は幼児教育のアクセス・質向上、基礎教育の学力成果向上、教員の質向上である。これらの達成に向けての一手段として ICT 教育支援にも取り組んでおり、具体的には児童・教員用のポータルサイトを構築し、各種教材のアップロードや評価等の機能を取り入れている。本事業で作成する教材を当ポータルサイトに掲載する等、より多くの教員が活用できるよう連携して取り組む。現在 UNICEF は日本政府による国際機関連携無償に新規のプログラムを申請準備中であり、CPD の全国展開に向けたアプローチの一つとして同プログラムとも密に連携する予定。
- ・UNESCO：2020 年から、教育政策のうち、国家教員政策の策定支援を実施中である。本事業での成果・課題・教訓を共有し、政策に反映できるよう連携して取り組む。
- ・GPE：GPE3（2021-2026）は低学年の教員強化を重点とする。2023 年 2 月にプログラムが再構成され、優先 40 郡における新カリキュラム研修の実施や 8TTC を対象とした CPD の仕組みの普及が合意されたが詳細は未定。また、ESWG では GPE 新規各種ファンドの申請、獲得（ラオス割り当て分は総額 27.6 百万ドルを想定）に向けて、基礎教育分野で喫緊に取り組むべき優先課題の特定を目的としたセクター分析 (Enabling Factor Analysis) を進めている。JICA は現在、GPE 基金を管理する Grant Agent の資格取得の手続きを進めており、ラオスは将来的に Grant Agent を受託する想定国に挙げられている。
- ・EU：2022 年末に合意した教育分野に焦点を当てた一般財政支援プログラムは、就学前及び初等教

²¹ Department of Planning の略称。

²² Department of Teacher Education の略称。

²³ Research Institute for Educational Sciences の略称。

²⁴ Department of General Education の略称。

員の CPD 制度の確立及び実施をターゲットの一つとして掲げている。成果指標として、CPD を含む教員開発戦略及び予算化された活動計画が教育省により策定・承認され（2023 年指標）、就学前教育と初等教員向け CPD に少なくとも 2024 年には 85 億 LAK（約 6500 万円）、2025 年には 100.5 億 LAK（約 7700 万円）を割り当てることを挙げている。本事業での成果・課題・教訓を共有し、初等教員に対する CPD の全国展開のための実施計画が策定され、予算が適切に配分されるよう連携して取り組む。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

カテゴリ分類:C

カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>調査にてジェンダー分析を行った結果、ジェンダー視点の課題は顕著ではなかったものの、本事業では初等算数 CPD 教材作成においてジェンダー視点を取り入れることにより、対象教員がジェンダー視点に立った児童への指導を行えるよう支援するため。

(8) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：対象 TTC 地域での初等算数の学力が向上される。

指標及び目標値：国の学力テスト（ASLO²⁵や SEA PLM²⁶等）の向上

(2) プロジェクト目標：対象 TTC 地域での初等算数カリキュラムの実践が強化される。

指標及び目標値：

1. 対象郡での初等算数教員の知識の向上

2. 対象郡にて、児童の能動的学習（初等算数カリキュラムが推奨する 5 段階授業における練習問題・まとめの時間）に授業時間を割く教員数の増加

3. 対象郡での 3 年から 5 年生の学習意欲の向上

※なお、児童の学習達成度は、成果 3 において対象の TTC 附属校にて測定する。

(3) 成果

成果 1：CPD 教材が作成される。

成果 2：CPD 支援のための TTC 教官の能力が強化される。

成果 3：TTC 附属校が新初等算数カリキュラムの実践のモデル校として強化される。

成果 4：対象郡において CPD が効果的に促進される。

(4) 活動

活動 1-1: プロジェクトは、ベースライン調査を分析し、新教科書・指導書を用いた新初等算数カリキュラム実践における指導・学習の課題を特定する。（前案件の結果も考慮する）

活動 1-2: 1-1 の結果をもとに、プロジェクトは既存の初等算数教材に加え、今回新たに開発する初等算数 CPD 教材の内容と使い方を決める。なお、開発する教材として、1. 新算数教科書の 4 領域に基づく、1 年から 5 年生の教員向けの算数コンセプト集、2. 学習課題に対応したモデル授業のビデオコンテンツ集を含む。

活動 1-3: プロジェクトは、初等算数 CPD 教材の開発・活用計画を作成する。

活動 1-4: プロジェクトは、1-3 の計画をもとにジェンダーの観点も取り入れ CPD 教材を作成する。

活動 1-5: プロジェクトは、対象郡での 1 年目の CPD 実践（成果 4）に向け、CPD 教材を配布する。

活動 1-6: プロジェクトは、必要に応じて、1 年目の CPD 実践後に CPD 教材を修正する。

活動 1-7: プロジェクトは、開発された CPD 教材をまとめる。

活動 1-8: プロジェクトは、開発された CPD 教材の全国展開に向け、開発援助機関と連携する。

²⁵ MOES が実施する Assessment of Student Learning Outcomes の略称。

²⁶ 東南アジア教育大臣機構と UNICEF が実施する The Southeast Asia Primary Learning Metrics の略称。

活動 2-1: DTE は、8TTC 教官が開発された教材を活用し、算数の CPD を支援できるよう、詳細な能力強化計画を作成する。

活動 2-2: DTE は、5 か年の教員サブセクター計画に TTC 教官の能力強化計画を組み入れる。

活動 2-3: DTE は、TTC 教官の能力強化計画をもとに研修を行う。

活動 2-4: CPD 法令に基づいて結成された CPD 委員会は、TTC 教官向けの研修を CPD 活動と同様にモニタリングする。

活動 2-5 DTE は、必要に応じて研修プログラムを修正する。

活動 3-1: TTC 教官と附属校教員は、初等算数における指導・学習課題について協議し、特定する。

活動 3-2: TTC 教官と附属校教員は、特定された課題に対応する活動計画を作成する。

*初等算数の活動計画は、学校開発計画の一部となる。

*初等算数の活動計画の実施にあたり、TTC 教官の役割が特定・合意される。

*指標が初等算数の活動計画の中で定められる。

*初等算数の活動計画の中に ICT 機材を用いた活動を含め検討する。

活動 3-3: TTC 教官と附属校教員は、オンライン・オフラインを通じて初等算数の活動計画を共有する。

活動 3-4: 附属校教員は、TTC 教官やプロジェクト専門家の支援を受け、初等算数の活動計画に基づき活動を実施する。

活動 3-5: TTC 教官と附属校教員は、定期的に初等算数の活動計画の進捗をモニタリングする。

活動 3-6: TTC 教官と附属校教員は、定期的にオンライン・オフラインを通じて初等算数の活動計画の進捗と結果を共有する。

活動 3-7: TTC 教官と附属校教員は、好事例を特定する。

活動 3-8: TTC 教官は、全国展開に向け、好事例のモデルレッスンを動画にまとめる。

活動 4-1: プロジェクトは、CPD の鍵となる人材 (TTC 教官、PESS、DESB、アカデミック教員) 向けに、開発された CPD 教材やピアラーニングに関する研修を計画する。

活動 4-2: TTC 教官は、PESS・DESB と共に、CPD メカニズムの中で CPD 教材を用いながら算数の学力向上に向けた方法や DESB 地域での好事例の共有方法を協議する。

*TTC 教官は、算数と CPD を担当している人を含む。

活動 4-3: TTC 教官・PESS・DESB は、対象郡での算数学力向上に向けた活動計画を作成する。

活動 4-4: TTC 教官は DESB に対して算数学力向上に向けた活動計画の実施を支援する。

活動 4-5: DESB は、TTC 教官やプロジェクト専門家の支援のもと、活動計画の進捗のモニタリング・見直しを実施する。

活動 4-6: TTC 教官は、対象郡内にて、算数の学力向上に向けた CPD の好事例を定期的に共有する。

活動 4-7: DTE は、対象郡で CPD 活動の結果をもとに CPD 政策/法令を更新する。

活動 4-8: DTE は、効果的な CPD モデルが全国展開されるよう、援助機関と調整する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件: 初等算数カリキュラムが本事業期間中に変更されないこと、前案件にて開発された教科書・指導書が継続的に児童や教師に配布されること。

(2) 外部条件

1. 学校交付金を含む CPD 予算が担保されること。
2. 研修を受けた人が継続して配置されること。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

「理数科教員養成プロジェクト」(2004-2008) 「理数科現職教員研修改善プロジェクト」(2010-2013) を通して、実際の授業実践を題材とした定期的な校内研修の実施が授業の改善に繋がるという教訓を得た。さらに、地域の特性(学校間の距離等)により違いはあるものの、新しいアプローチの普及やモニタリング、教員間における授業実践を通じた学び合いにおいて学校クラスターは効率的な仕組みとして認識されており、授業改善に向けた学校クラスターでの活動を一層強化していくことの重要性が奨励された。また、学校クラスター単位での教員研修の先駆的な協力事例である「インドネシア共和国 前期中等教育の質の向上プロジェクト」(2009-2013) では、教員のモチベーションや教員研修の質を高めるためには、学校クラスターレベルの教員研修活動を支援するローカルメンターの育成・強化や教育大学によるリーダー

シップや継続的な支援が必要であることが教訓として挙げられた。そのため、本事業においても、学校及び学校クラスターレベルの研修活動を支援する現場の優秀な教員の能力強化や、教員養成校を中核としたCPD実施体制の構築・強化に取り組む。

7. 評価結果

本事業は、ラオス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。また、長期的に見て、持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット4.1「男女の区別なく、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育の修了」に資することが期待される。またJICA課題別事業戦略「教育」で掲げる「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に資するものである。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始3カ月以内 ベースライン調査開始 (決裁段階時は4カ月以内であったが、変更。)
事業終了3年後 事後評価
- (3) 実施中モニタリング計画
事業開始以降、6か月ごとに開催するJCCにおいて活動進捗、成果・目標達成状況の確認、活動実施上の課題の解決策等に関する協議を行う。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は「第5条2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

共通業務内容

1. 業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映

像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。肖像権等、使用許可については事前に確認する。

5. 事業完了報告書／事業進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

なし

< 派遣の目的 >

ESSDP 達成に向けた政策策定・実施支援を行うことを目的とする。また、JICA の高等・初等教育案件・ドナー間において効果・効率的な調整を行い、教育・スポーツ省の支援を行う。

< 活動内容 >

- 活動 1 - 1 : 基礎教育の質改善に関連する政策・計画の立案・実施・モニタリング・評価の各段階に関与し、適宜助言・提案を行う。
- 活動 2 - 1 : ドナー間会合 (Education Sector Working Group、ESWG) をはじめとした各種会議への参加や日常的な情報共有・意見交換を通じて情報収集及び発信を行う。特に他ドナーの協力の現状と計画を把握し、互いの関心事項や実施中案件における課題認識の共有を行い、JICA の支援への理解を促進・協力体制を強化する。
- 活動 2 - 2 : ESGW のフォーカルグループ 4 (FG4、Education Management, Administration and Performance Assessment) の共同議長として効果的・効率的な FG 運営、特により効果・効率的な ESSDP のモニタリングを実施する。
- 活動 2 - 3 : 教育スポーツ省、GPE、ユニセフ等のドナーとの相乗効果が見込める連携の可能性を積極的に模索し、提案を行う。
- 活動 3 - 1 : 現行の技術協力・無償資金協力を含めた JICA の取組みに対し適宜助言を行うとともに、成果や残された課題を分析し、次期案件形成段階で人間開発部に対し助言を行う。また、教育スポーツ省の支援ニーズや課題を情報収集・分析し、本部・ラオス事務所に対し助言を行う。
- 活動 3 - 2 : ラオスにおける JICA の教育事業関係者と常に情報交換できる関係を築き、政策から草の根レベルまでの情報を共有する。

< 期待される成果 >

- 成果 1 : ラオス国教育開発政策に JICA による教育協力の成果・知見が反映される。
- 成果 2 : 教育・スポーツ省、GPE、その他ドナーと、特に教師教育の分野においての連携が強化される。
- 成果 3 : 技術協力プロジェクト及び無償資金協力の次期案件の形成、また JICA プロジェクト間での連携が促進される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：教員教育、援助協調、算数教育に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／教員教育1／援助協調1
- 算数教育1

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 23.00 人月

うち本邦研修（国別研修）に関する業務人月0.60人月（定額計上分）を含む。

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／教員教育1／援助協調1）】

① 類似業務経験の分野：教員教育及び援助協調に係る各種業務

- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語（ラオ語ができることが望ましい）

【業務従事者：算数教育 1】

- ① 類似業務経験の分野：算数教育分野に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語（ラオ語ができることが望ましい）

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務の契約期間は 2023 年 11 月～2026 年 10 月を想定

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 68.50 人月（現地：61.50 人月、国内：7.00 人月）

本邦研修（国別研修）に関する業務人月 1.60 人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連し JICA が契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／教員教育 1／援助協調 1（2号）
- ② 算数教育 1（3号）
- ③ 算数教育 2／アセスメント
- ④ 教材開発／ICT
- ⑤ 教員教育 2／CPD／援助協調 2
- ⑥ 教育評価
- ⑦ 研修計画

3) 渡航回数を目途 全 75 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

第 2 章 特記仕様書（案）に記載のとおり。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 討議議事録 (Record of Discussions : R/D)

2) 公開資料

- [理数科現職教員研修改善プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)
事業完了報告書
案件別事後評価 (内部評価) 評価結果票
- [初等教育における算数学習改善プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)
事業事前評価表
- [教員養成校改善計画 | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)
事業事前評価表
準備調査報告書 (先行公開版)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/D を参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無
7	算数教材の全国展開のための費用	有
8	CPDの定期モニタリング及び学校・学校クラスター単位でのCPD活動にかかる費用	有 注)
9	教育省の広報にかかる費用	有

注) 全国展開に必要な費用 (ワークショップ費等) についてはプロジェクトより予算措置を行う必要があるため、当該費用については本見積りに計上ください。

(6) 安全管理

- 全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底してください。また、3 ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出ください。

- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所や一般犯罪発生率の高い場所への訪問を最小限としてください。
- 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しないようにしてください。
- 「テロ対策マニュアル」（2017年1月）の遵守してください。
- 現地の治安状況については、JICA ラオス事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関への協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取ってください。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

375,972,000円（税抜）

なお、定額計上分 15,693,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。また、下記のどの別見積もり経費に該当する経費積算かが明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

1) 上限額を超える別提案に関する経費

2) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

これらについては、単に別見積書に経費を計上するだけでなく、1)、2)については別提案書を別見積とともに提出、3)については障害のある業務従事者に係る各経費の説明を明記してください（いずれもプロポーザルとは別ファイルとしてください）。

別提案書のない別見積経費は認めませんので、ご注意ください。

（4）定額計上について

上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案

のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（国別研修本邦招へい）にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第5条 2.（2）本邦研修」	15,693,000円	直接経費と受入期間の業務人月（教員教育1・2を想定）1.6人月の報酬。1回の研修につき3週間の研修を2回（2025年度、2026年度）実施する想定。	報酬 国内業務費

（5）見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒ビエンチャン（ラオス航空）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙3：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(28)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: 業務主任者/教員教育1/援助協調1	(24)	(11)
ア) 類似業務の経験	8	4
イ) 対象国・地域での業務経験	5	2
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	3	1
副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇〇〇	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
業務管理体制、プレゼンテーション	(4)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4	4
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力: 算数教育1	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	

ウ) 語学力	1
エ) その他学位、資格等	1

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上